

# 北部市場物品の品質管理実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第60条並びに川崎市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年川崎市規則第36号。以下「規則」という。）第73条及び第74条の規定に基づき、川崎市中央卸売市場北部市場における適正な品質管理の推進及び生鮮食料品等の安全・安心の確保を図るための品質管理について、必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

**第2条** 条例第60条第1項に規定する条例第3条第1項各号の取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設は、卸売の業務に係る全ての物品及び市場施設とする。

(品質管理責任者)

**第3条** 卸売業者は、品質管理責任者を品質管理責任者選任（変更）届出書（第1号様式）により市長に届け出るとともに、第1号様式の2により施設ごとに見やすい場所に掲示しなければならない。なお、責任者の下に職務代理を選任し、品質管理責任者に事故がある場合は、代理者が職務を代行する。  
2 仲卸業者は、品質管理責任者を品質管理責任者選任（変更）届出書により市長に届け出るとともに、第1号様式の2により施設ごとに見やすい場所に掲示しなければならない。

(品質管理方法の届出)

**第4条** 卸売業者は、品質管理の方法について、品質管理方法等届出書（第2号様式）により市長に届け出なければならない。ただし、温度管理機能を有

する施設については、品質管理方法等届出書（温度管理施設）（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

（品質管理責任者の責務）

**第5条** 品質管理責任者は、品質管理の高度化を図るため、職務代理者等、従業員に指導監督を行い、一層の品質管理に努めなければならない。

2 品質管理責任者は、施設の衛生環境管理として、常に整理・整頓し、衛生的な利用に努めなければならない。

3 品質管理責任者は、温度管理機能を有する施設については、有効かつ効率的な利用に努めるとともに、次のことに留意しなければならない。

- (1) 物品の特性を把握し適正な温度管理を実施し、品質保持に努めること。
- (2) 定期の温度測定、扉開閉の迅速等、温度維持には常に注意を払うこと。
- (3) 定期的に施設・機器の点検を実施し、異常がある場合は速やかに市長及び市場関係事業者へ通知すること。

4 品質管理責任者は、温度管理機能を有しない施設については、高温下で長時間放置しないなど、物品ごとに適正な管理に努めなければならない。

（卸売業者の責務）

**第6条** 卸売業者は、品質管理の高度化を図るものとして次に掲げる事項を定め、前条各項に規定する事項とともに品質管理の徹底に努めなければならない。

- (1) 輸送業者に対し、搬入物品が結露しない輸送温度等、輸送条件の周知徹底に関するこ。
- (2) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関するこ。
- (3) 物品の検収時における、鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の効果的な確認方法に関するこ。

- (4) 異常発生時など、必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等記録の提出に関すること。
- (5) 温度管理機能を有する施設の温度の確認に関すること。
- (6) 物品の滞留時間に関すること。
- (7) 施設内での物品ごとの適正な取扱いに関すること。
- (8) 取引後の速やかな物品の引渡しに関すること。
- (9) 市場施設等の清潔・衛生の保持及びそれを促進するための電動搬送機器等の導入に関すること。
- (10) その他品質管理の徹底に関すること。

(仲卸業者の責務)

**第7条** 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理の徹底に努めなければならない。

- (1) 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。
- (2) 物品の適正な温度管理を行うとともに、物品の先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。
- (3) 仲卸売場施設の清潔・衛生の保持及びそれを促進するため、電動搬送機器等の導入に努めること。
- (4) コールドチェーン確保に向けた保冷・冷凍車両の利用を図ること。
- (5) 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。
- (6) その他品質管理の徹底に関すること。

(売買参加者及びその他市場関係事業者の責務)

**第8条** 売買参加者及びその他市場関係事業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質保持に努めなければならない。

(1) 取引後、速やかに物品の搬出を図り、高温下で物品を長時間放置しないこと。

(2) その他品質保持のため、コールドチェーン化の促進や輸送温度に配慮した荷積みに努めること。

(その他)

**第9条** この要領に定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 北部市場における物品の品質管理実施要領は、廃止する。

第1号様式

## 品質管理責任者選任（変更）届出書

年   月   日

(宛先) 川崎市長

卸売・仲卸業者名.....

川崎市中央卸売市場業条例第60条第1項第3号の規定により、川崎市中央卸売市場北部市場\_\_\_\_\_部の品質管理責任者を次のとおり届け出ます。

管理区域



品質管理責任者(社名)

○○○○ (○○)

職務代理人(社名)

○○○○ (○○)

第2号様式

## 品質管理方法等届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名 \_\_\_\_\_

品質管理責任者 \_\_\_\_\_

川崎市中央卸売市場業務条例第60条第1項第1号及び第4号の規定により、  
川崎市中央卸売市場北部市場\_\_\_\_\_部の品質管理方法等を次のとおり届け出ます。

市場施設	
主たる取扱品目	

品質管理の方法及び高度化を図る取組み	
1	輸送業者に対する物品輸送条件の周知徹底
2	荷下ろし時の品質管理
3	検収時の鮮度・外観・梱包状態・衛生状態の確認方法
4	異常発生時の輸送条件等記録の提出
5	物品の滞留時間把握
6	施設内物品取扱
7	取引後の速やかな引渡し方法
8	施設内の衛生保持方法
9	その他品質管理について

第3号様式

品質管理方法等届出書（温度管理施設）

年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名 \_\_\_\_\_

品質管理責任者 \_\_\_\_\_

川崎市中央卸売市場業務条例第60条第1項第2号の規定により川崎市中央卸売市場北部市場\_\_\_\_\_部の温度管理施設の品質管理方法等を次のとおり届け出ます。

市場施設	
主たる取扱品目	

1	温度管理能力（温度帯）	
2	使用温度＊季節で調整する場合全て記載	
3	収容能力（t）	
4	使用冷媒（醸酵ガス含む）	
5	使用段階（荷受、取引時等）	
6	品質管理の方法＊温度測定回数等	

その他品質管理の高度化を図るための取組み

1	輸送業者に対する物品輸送条件の周知徹底	
2	荷下ろし時の品質管理	
3	検収時の鮮度・外観・梱包状態・衛生状態の確認方法	
4	異常発生時の輸送条件等記録の提出	
5	温度確認の方法	
6	物品の滞留時間把握	
7	施設内物品取扱	
8	取引後の速やかな引渡し方法	
9	施設内の衛生保持方法	
10	その他品質管理について	